

平成 31 年 4 月 20 日

答申第 4 号

甲良町教育委員会教育長 松田 嘉一 様

甲良町情報公開・個人情報保護審査会
会長 高橋 進

答申

平成 31 年 3 月 28 日付の諮問について、以下のような結論に至ったので、答申します。

1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会（以下、「審査会」という）の結論

甲良町教育委員会教育長（以下、「実施機関」という）が、甲良町立小中学校における学校徴収金（教材費・学級費・校外活動費・修学旅行積立費等）の現金徴収を廃止し、伝送サービスによる口座振替として運用を開始するために、保護者の口座情報を収集することについて、甲良町個人情報保護条例（平成 18 年条例第 2 号、以下「条例」という）第 6 条第 1 項および第 2 項に則り、実施することは妥当であると判断する。

2 諮問内容

実施機関は、平成 30 年 2 月 9 日付 29 文科初第 1437 号「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（通知）」において、取り組むべき方策の一つとして、学校徴収金は銀行振り込み・口座引き落としによる徴収を基本とすることが掲げられており、甲良町においてその通達に則り、現金徴収から伝送サービスによる口座振替を基本として運用を開始するために、個人情報の運用・管理について、条例第 13 条第 1 項第 7 号に則り、審査会に諮問した。

3 審査会の判断

(1) 実施機関は、条例第 13 条第 1 項第 7 号に則り審査会に諮問したが、同条は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、すでに実施機関が保有する個人情報を実施機関の内部において利用する、または当該実施機関以外のものへの提供の場合に該当する条項であり、本件諮問の実際の内容とは異なる。

(2) 本件諮問の実際の内容は、実施機関が上記の目的のためにこれから個人情報を収集しようとするものであり、条例第 6 条第 1 項「実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ、個人情報を取り扱う事務（以下、「個人情報取扱事務」という）の目的を明確にし、当該個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法

により収集しなければならない。」および第2項「実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。」に該当する。したがって、実施機関はこの趣旨を遵守し、十全の注意を払って個人情報の収集と保護を行うべきものである。

(3) 結論

以上のような理由から、主文「1 甲良町情報公開・個人情報保護審査会の結論」のとおり答申する。

4 審査会の経過

当審査会の経過は、別紙1「審査会の審議経過」のとおりである。

別紙1

1 審査会の審議経過

平成31年3月28日 諮問を受ける

平成31年3月28日 審議

平成31年4月20日 答申（平成30年度答申第4号）

甲良町情報公開・個人情報保護審査会

会長	高橋 進
副会長	佐口 裕之
委員	上野 初子
委員	藤居 桂三
委員	松原 歌子